

議案第 4 5 号

向日市職員の給与の特例に関する条例の制定について

向日市職員の給与の特例に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与を削減するため、向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号。以下「市長等給与条例」という。）、向日市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第10号。以下「教育長給与条例」という。）及び向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(市長等給与条例の特例)

第2条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、市長及び副市長に対する給料の月額を支給に当たっては、市長等給与条例第3条に掲げる給料の月額から、給料の月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、市長等給与条例に基づく地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、市長等給与条例第3条に掲げる給料の月額とする。

- (1) 市長 100分の20
- (2) 副市長 100分の15

(教育長給与条例の特例)

第3条 特例期間においては、教育長に対する給料の月額を支給に

当たっては、教育長給与条例第3条に掲げる給料の月額から、給料の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、教育長給与条例に基づく地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、教育長給与条例第3条に掲げる給料の月額とする。

(給与条例の特例)

第4条 特例期間においては、給与条例第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例第4条の2に規定する再任用職員を除いた者に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給与条例に基づく給料の調整額、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、給与条例別表に掲げる給料月額に基づいて行うものとする。

- (1) 平成25年10月1日（特例期間において新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「基準日」という。）において給料表の職務の級が2級以下である職員 100分の4.3
- (2) 基準日において給料表の職務の級が3級である職員 100分の7.2
- (3) 基準日において給料表の職務の級が4級又は5級である職員 100分の7.5
- (4) 基準日において給料表の職務の級が6级以上である職員 100分の10.0

- 2 特例期間においては、給与条例第12条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第15条第3項及び向日市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た時間から1年間における規則で定める時間を減じて得た時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 3 第1項第2号、第3号又は第4号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員の給料月額については、同項第2号に掲げる職員にあつては同項第1号に掲げる職員に、同項第3号に掲げる職員にあつては同項第2号に掲げる職員に、同項第4号に掲げる職員にあつては同項第3号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第10号）附則第7項及び第8項の規定による給料を支給される職員に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「給料月額の」とあるのは「給料月額と向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第10号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項及び第8項の規定による給料の額との合計額の」と、「給料月額から、給料月額に」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第

7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額から、給料月額と平成 1 8 年改正条例附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額に」と、前項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 1 8 年改正条例附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額」とする。

(端数計算)

第 5 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

向日市職員の給与の特例に関する条例
第 4 条 第 4 項の規定による読替え

読 替 後	読 替 前
<p>(給与条例の特例)</p> <p>第 4 条 特例期間においては、給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例第 4 条の 2 に規定する再任用職員を除いた者に対する<u>給料月額</u>と向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 18 年条例第 10 号。以下「平成 18 年改正条例」という。)附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額の支給に当たっては、<u>給料月額と平成 18 年改正条例附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額から、給料月額と平成 18 年改正条例附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の額との合計額</u>に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給与条例に基づく給料の調整額、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、給与条例別表に掲げる給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 平成 25 年 10 月 1 日(特例期間において新たに職員となった者)にあつては、職員となった日。以下「基準日」という。)において給料表の職務の級が 2 級以下である職員 100 分の 4.3</p> <p>(2) 基準日において給料表の職務の級が 3 級である職員 100 分の 7.2</p> <p>(3) 基準日において給料表の職務の級が 4 級又は 5 級である職員 100 分の 7.5</p> <p>(4) 基準日において給料表の職務の級が 6 级以上である職員 100 分の 10.0</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員の<u>給料月額と平成 1</u></p>	<p>(給与条例の特例)</p> <p>第 4 条 特例期間においては、給与条例第 3 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例第 4 条の 2 に規定する再任用職員を除いた者に対する<u>給料月額</u>の</p> <p>支給に当たっては、<u>給料月額から、給料月額</u>に</p> <p>次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、給与条例に基づく給料の調整額、地域手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出については、給与条例別表に掲げる給料月額に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 平成 25 年 10 月 1 日(特例期間において新たに職員となった者)にあつては、職員となった日。以下「基準日」という。)において給料表の職務の級が 2 級以下である職員 100 分の 4.3</p> <p>(2) 基準日において給料表の職務の級が 3 級である職員 100 分の 7.2</p> <p>(3) 基準日において給料表の職務の級が 4 級又は 5 級である職員 100 分の 7.5</p> <p>(4) 基準日において給料表の職務の級が 6 级以上である職員 100 分の 10.0</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員の<u>給料月額</u></p>

8年改正条例附則第7項及び第8項の規定による給料の額との合計額については、同項第2号に掲げる職員にあっては同項第1号に掲げる職員に、同項第3号に掲げる職員にあっては同項第2号に掲げる職員に、同項第4号に掲げる職員にあっては同項第3号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 略

_____については、同項第2号に掲げる職員にあっては同項第1号に掲げる職員に、同項第3号に掲げる職員にあっては同項第2号に掲げる職員に、同項第4号に掲げる職員にあっては同項第3号に掲げる職員に該当して同項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 略